

令和 8 年 5 月 1 9 日
(火曜日)

令和 8 年 第 3 回幌延町議会 (臨時会)
会議録 第 1 日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 6 議案第1号 工事請負契約の締結について
(問寒別地区給配水管改修工事)
- 7 議案第2号 工事請負契約の締結について
(問寒橋橋梁補修工事)
- 8 議案第3号 工事請負契約の締結について
(宮園団地特定公共賃貸住宅(3号棟)改修工事)
- 9 議案第4号 工事請負契約の締結について
(問寒別除雪センター施設改修工事)
- 10 議案第5号 工事請負契約の締結について
(幌延下水道管理センター汚泥脱水機外更新工事(電気設備))
- 11 議案第6号 工事請負契約の締結について
(幌延下水道管理センター汚泥脱水機外更新工事(機械設備))
- 12 議案第7号 財産の取得について
(幌延町国民健康保険診療所自動分析装置購入)
- 閉会宣告

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日 程 第 7	議 案 第 2 号
日 程 第 1		会議録署名議員の指名	〃 8	議 案 第 3 号
〃 2		会 期 の 決 定	〃 9	議 案 第 4 号
〃 3		諸 般 の 報 告	〃 10	議 案 第 5 号
〃 4		承認第1号	〃 11	議 案 第 6 号
〃 5		承認第2号	〃 12	議 案 第 7 号
〃 6		議 案 第 1 号		閉 会 宣 言

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	伊 藤 一 男

総 務 企 画 課 長	早 坂 敦
総 務 企 画 課 参 事	山 本 基 継
住 民 生 活 課 長	伊 藤 崇
住民生活課地域対策担当課長	山 下 智 昭
保 健 福 祉 課 長	島 田 幸 司
産 業 建 設 課 長	角 山 隆 一
教 育 次 長	古 草 勝
国民健康保険診療所事務長	村 上 貴 紀
農業委員会事務局長	(角 山 隆 一)
選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)

総 務 企 画 課 長 補 佐	渡 邊 智 民
産 業 建 設 課 長 補 佐	若 杉 忍
国民健康保険診療所事務次長	若 本 聡

総 務 企 画 課 総 務 係 長	原 田 太 喜
住民生活課税務住民係長	喜 多 優 樹
産 業 建 設 課 管 理 係 長	植 村 瞭 平
産 業 建 設 課 上 下 水 道 係 長	宮 下 勇 人
産 業 建 設 課 上 下 水 道 主 査	鎌 田 和 巳

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
---------	---------

(10時00分開会)

議長 西澤 裕之 君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和8年、第3回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において、2番 佐藤 忠志 君、3番 深澤 博幸 君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、5月19日、1日にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第1号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 伊藤 崇 君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

全国的な取り組みとして、子ども・子育て支援納付金制度が創設され、令和8年4月1日から始まることを受け、地方税法等の改正が行われました。

町といたしましても、国民健康保険税として新たに課する子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定を定める必要があることから、幌延町国民健康保険税条例の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せて御覧願います。なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

第2条各項の改正は、課税限度額の引き上げと子ども・子育て支援納付金課税額の設定に

関するものです。

地方税法施行令に定められている法定限度額の改正に合わせ、医療費分の課税限度額66万円を67万円に、新たな子ども・子育て支援納付金分の課税限度額を3万円に設定しております。

2ページを御覧ください。

第9条の4から第9条の7の改正は、子ども・子育て支援納付金に係る税率を定めるもので、道から示された市町村標準保険料率に統一する形で設定しております。

3ページを御覧ください。

第13条の改正は、第2条の課税限度額の改正との関連から、その引用する額を改め、同条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額30万5千円を31万円に引き上げ、同条第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額56万円を57万円に引き上げる改正です。

5ページを御覧ください。

同条第2項は、子ども・子育て支援納付金課税額の計算に当たり、未就学児軽減に該当する場合について規定しており、同条第3項は、前項と同様に、産前産後期間に係る国民健康保険税の免除に該当する場合について規定しております。

11ページを御覧ください。

最後に附則であります。第1項は施行期日に関する規定で、この条例は令和8年4月1日から施行することとしています。

第2項は、改正後の条例を適用する年度について規定しております。

以上、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議長 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第2号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 伊 藤 崇 君

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。
この度、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴

い、幌延町税条例の一部を改正すべく、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分しましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せて御覧願います。なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

第 18 条の 3 の改正は、軽自動車税環境性能割が令和 7 年度末をもって廃止されたことを踏まえ、残された軽自動車税種別割を軽自動車税に名称変更する改正です。

4 ページを御覧ください。

第 36 条の 3 の 3 の改正は、年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務の見直しに伴う改正で、この改正は令和 9 年 1 月 1 日施行となっております。

6 ページを御覧ください。

第 63 条の改正は、固定資産税の免税点を引き上げる改正で、令和 9 年 4 月 1 日施行となっております。

課税標準額が免税点という一定の金額に満たない場合には、固定資産税を課さないということで、これまで土地については 30 万円、家屋は 20 万円、償却資産は 150 万円と規定されておりましたが、改正後は、土地は変わらず、家屋が 30 万円、償却資産が 180 万円となります。

第 80 条から 10 ページの第 91 条までの改正につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

11 ページを御覧ください。

附則第 6 条の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を延長する改正です。

附則第 7 条の 3 の改正は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除について適用期限を 5 年延長するための改正です。

12 ページを御覧ください。

附則第 8 条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を 3 年延長するための改正です。

13 ページを御覧ください。

附則第 10 条の 2 は、固定資産税の課税標準の特例に関する規定で、地方税法で定める参酌割合を踏まえ、各市町村で課税標準に乗ずる割合を定めております。

第 3 項から第 9 項の改正は、その参酌割合の改正が行われたことに伴い、それぞれの割合を変更する改正です。

第 15 項の改正は新規追加に係る割合の設定で、その他の項については、項ずれ等に係る改正です。

16 ページの第 15 条の 2 から 19 ページの第 16 条の 2 までの改正につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

21 ページを御覧ください。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について対象の一部見直しと適用期限を3年延長するための改正です。

23ページを御覧ください。

附則第19条の3は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について新たに規定を新設するものです。

該当する所得については、他の所得とは区分され、申告分離課税へ移行されることになります。

最後に27ページを御覧ください。

この条例の附則であります。第1条は施行期日に関する規定で、第2条から第4条までは経過措置について規定しております。

第5条は、平成26年の幌延町税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、内容につきましては、軽自動車税環境性能割廃止に伴う語句の改正です。

以上、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第1号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第1号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものです。

契約の目的は、令和8年度施行 問寒別地区給配水管改修工事。

契約の方法は指名競争入札による契約。

契約金額は8,451万3千円。

契約の相手方は、天塩郡幌延町字幌延221番地1、土屋建設株式会社、代表取締役 堂俊英 氏で、現在、仮契約中です。

入札に係る指名業者は5者で、所在の内訳は幌延町2者、豊富町2者、天塩町1者。

予定価格は8,544万8千円、落札率は98.91%、第1回目の入札で落札していま

す。

工事概要につきましては、問寒別南地区において給配水管を布設しようとするもので、工期は令和9年2月19日までとしております。

以上、議案第1号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

4番、高橋 秀之 君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(高橋秀之議員退席)

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第2号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものです。

契約の目的は、令和8年度施行 問寒橋橋梁補修工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約金額は7,249万円。

契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町6番地8、株式会社高橋建設 代表取締役 高橋 健氏で、現在、仮契約中です。

入札に係る指名業者は5者で、所在の内訳は幌延町2者、豊富町2者、天塩町1者。

予定価格は7,418万4千円、落札率は97.72%、第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、当該橋梁における腐食箇所の塗装塗替え等の補修について施工しようとするもので、工期は令和9年1月29日までとしております。

以上、議案第2号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

4番、高橋 秀之 君の着席を求めます。

(高橋秀之議員着席)

日程第8 議案第3号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第3号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものです。

契約の目的は、令和8年度施行 宮園団地特定公共賃貸住宅3号棟改修工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約金額は7,673万6千円。

契約の相手方は、天塩郡幌延町字間寒別38番地、株式会社森崎組 代表取締役 森崎英典 氏で、現在、仮契約中です。

入札に係る指名業者は5者で、所在の内訳は幌延町3者、豊富町1者、士別市1者。

予定価格は7,745万1千円、落札率は99.08%、第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、当該住宅の屋上防水及び外壁改修並びに内部改修等の補修について施工しようとするもので、工期は令和9年2月10日までとしております。

以上、議案第3号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

数件の工事案件が出てるんですけど、今、中東、イランとアメリカとの戦争っていうか、そういう影響でね、国内でも議論されてますが、石油価格の高騰やら物価高騰によって、この工事案件に影響あるのかどうか。

また、期間もね、例年のごとく、来春、期間を設けてるんですが、その影響も含めて伺いたいと思います。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問でございますけれども、戦争の影響で物資等々の調達、また価格についても不安定な状況続いております。

現状の範囲でまずは契約を結んでおりますが、なかなか先行きが見通せない状況ですので、設計変更、若しくは工期の延長っていうものは、可能性としては出てくるのかなという

ふうに考えております。

設計変更が生じる場合は事前に内容の精査等協議していきますので、そこは工事を敢行するっていう第1目的を念頭に置いてやっていきたいというふうに考えております。

(「工期は今までどおり」の声あり)

工期延長も想定しております。

3 番 深 澤 博 幸 君

ここの宮園団地の3号という、過去に1号、2号もやってきたんですけど、その後、1号2号と比較して、3号棟の場合、この入札金額は、どのように変化してるんでしょうか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

過去の工事とは、先ほどの話もあるように、物価が高騰してるので一概にはちょっと言えない部分ありますけども、基本的に例年人件費の法も上がっているんで、ここ数年来は単価自体が上がっているっていうような状況はあろうかと思います。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

もう一点、工期の問題ですけど、物資不足と品不足でね、工期が遅れる場合は何か相談あるんですか。業者からの相談は。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですが、設計変更を行う際は、施工業者からといいますか協議の上で、その内容が妥当かという判断した上で設計変更っていう流れになってますので、そういった事態が起きたときは、受注者、発注者協議の上で、何らかの変更というような形になるかと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第4号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものです。

契約の目的は、令和8年度施行 問寒別除雪センター施設改修工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約金額は5, 313万円。

契約の相手方は、士別市大通東1丁目、株式会社SACOM 代表取締役 林 真澄 氏で、現在、仮契約中です。

入札に係る指名業者は5者で、所在の内訳は幌延町3者、豊富町1者、士別市1者。

予定価格は5, 491万2千円、落札率は96.75%、第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、老朽化が進む当該施設の外壁及びサッシ、車庫床面、電灯設備及び給排水設備について改修しようとするもので、工期は令和9年1月20日までとしております。

以上、議案第4号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第5号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものです。

契約の目的は、令和8年度施行繰越 幌延下水道管理センター汚泥脱水機外更新工事（電気設備）。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約金額は2億6, 020万5千円。

契約の相手方は、稚内市大黒5丁目6番16号、株式会社桜井電業所 代表取締役 高島 健吾 氏で、現在、仮契約中です。

入札に係る指名業者は5者で、所在の内訳は稚内市2者、豊富町1者、天塩町1者、中川町1者。

予定価格は2億6, 497万9千円、落札率は98.20%、第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、老朽化が進む当該施設汚泥脱水機に係る電気設備等の更新について施工しようとするもので、工期は令和10年1月31日までとしております。

以上、議案第5号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第6号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものです。

契約の目的は、令和8年度施行繰越 幌延下水道管理センター汚泥脱水機外更新工事(機械設備)。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約金額は2億2,880万円。

契約の相手方は、札幌市中央区北3条西3丁目1番地54、クボタ環境エンジニアリング株式会社北海道支店 支店長 鎌田 勝幸 氏で、現在、仮契約中です。

入札に係る指名業者は5者で、所在の内訳は札幌市5者。

予定価格は2億4,158万2千円、落札率は94.71%、第1回目の入札で落札しています。

工事概要につきましては、老朽化が進む当該施設汚泥脱水機に係る機械設備等の更新について施工しようとするもので、工期は令和10年1月31日までとしております。

以上、議案第6号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

5 番 植村 敦君

前の第5号議案と合わせて、第6号議案、大きな金額、合わせると5億以上になりますか、これらの財源内訳ってというのはどのようなになってるんでしょうか。

産業建設課上下水道係長 宮下 勇人君

お答えします。

財源内訳としまして、国の補助2分の1っていう形で付く予定だったんですけど、なかなか国の方もいろいろ、ほかの市町村でも工事があって、補助金の取り合いという形になって

おりまして、今現状では、一応50%付く分の大体20%ぐらいで、今後、道の方に変更申請行いながら、ちょっとまだ、補助金を増やしていただくような提案をしていきたいと考えております。

5 番 植 村 敦 君

ということは、その間、借入れを起こすのか、自腹でやってくということになるんだと思うんですけども、その辺の見通しをお聞かせください。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの質問に対してお答えいたします。

まず事業要望という形で国の補助金は前から事業量をお示しして、どれぐらいの配分がありますよという中で事業は進めています。

事業が完了してから最終的な配分が決まっていくんですけども、先ほど宮下の方からお答えしたように補助金が最終的には幾らになるかっていうのは、今後の全体の枠の中でどれぐらい配分されるかっていうところがあるので、5割と言いながらもちょっと少ないかもしれません。その残りの部分については、下水道事業債、過疎債を使って最終的には手当てをするというような全体の考えでございます。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

2 番 佐 藤 忠 志 君

頂いたちょっと書類が見つらくて、虫眼鏡かけなかったらよく、どこのポンプがどう変えるのかちょっと見つらくて分からないんですけど、これ更新時期に来たから変えるということと理解していいのかな。

産業建設課上下水道係長 宮 下 勇 人 君

お答えします。

下水道始まってからもう26年ぐらい経過しておりまして、もうちょうど25年以上たって更新時期に入ってるので、更新して工事等しております。

2 番 佐 藤 忠 志 君

自分も会社で努めてこれを管理するんですけど、その間に例えば、メンテナンスだとか、途中でオーバーホールしたり、できるものはオーバーホールしたり、いろいろ手当てをして、どうにもならなくなったら、会社当たりは更新していくと。

これ見たらよく見えないんですけど、そんな大きなモーターでもポンプでもないのかなと思ってるんですけど、そういう途中でのメンテナンスだとかっていうのは、例えば記録簿をばって、何年に、例えば目視なのか、下げて分解するとか、そういうものってのは、例えばこういうところではやってるものなのか、できればお聞きしたいなと思ひまして。

産業建設課上下水道係長 宮 下 勇 人 君

お答えします。

基本的には定期的に毎年オイル交換等を行っており、変な異音とかも聞こえてくると、その次の年ぐらいに定期的なメンテナンス等を行っております。以上です。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務長 村上貴紀君

議案第7号「財産の取得について」提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議案記載の財産の取得について、提案するものです。

契約の目的は、幌延町国民健康保険診療所自動分析装置購入。

品名及び数量は、自動分析装置1台。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約金額は831万6千円。

契約の相手方は、旭川市旭神3条4丁目1番8号、株式会社 常光 旭川支店 支店長 長谷川 智輝 氏で、現在、仮契約中です。

購入する財産の概要につきましては、ベックマン・コールター社製の自動分析装置1台で、血液などの検体をセットするだけで、分注、混合、反応、測定、洗浄の一連の作業を自動で行い、物質の成分、濃度を迅速に分析することが可能な生化学検査機器で、導入から10年が経過し、部品製造が中止され、故障時などの対応が不能となったことから更新しようとするもので、納入期限は令和8年10月30日としております。

以上、議案第7号「財産の取得について」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

3 番 深澤博幸君

今の説明では何か故障っていう文言が出てきたんだけど、故障によって今回、更新をしようとしているものか。

これ当初予算で見てなかったような気がするんですけど、その故障のための緊急の配備という理解でよろしいんでしょうか。

国保診療所事務長 村上貴紀君

ちょっと説明が分かりづらくて申し訳ありません。

もしこの後故障した際に、部品製造が中止になったことから、今後故障時の対応ができな

くなるということから、故障した場合検査が不能となることを避けるために、故障する前の更新を今回しようとするもので、こちらの購入予算につきましては、年度当初の予算に計上させていただいているということでございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君
ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和8年第3回幌延町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

(10時41分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 2番 佐藤忠志

署名議員 3番 深澤博幸

以上、記録する。

事務局長 岡田英樹